

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

香川県選挙管理委員会委員長 白井敏雅

香川県選挙管理委員会規則第2号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

公職選挙事務取扱規程（平成12年香川県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(投票管理者等の選任告示)</p> <p>第12条 市町委員会は、令第25条又は令第49条の7において読み替えて適用される令第25条の規定により投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任した場合において、その者の住所及び氏名<u>(2人以上の投票管理者又は2人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)又は住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に2人以上の投票管理者又は2人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日及び時間)</u>を告示するときは、第15号様式に準じて行うものとする。</p>	<p>(投票管理者等の選任告示)</p> <p>第12条 市町委員会は、令第25条又は<u>令第48条の3若しくは令第49条の7</u>において読み替えて適用される令第25条の規定により投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任した場合において、その者の住所及び氏名又は住所及び氏名並びに<u>その者が職務を行うべき日を告示するときは、第15号様式に準じて行うものとする。</u></p>
<p><u>(投票管理者の引継ぎ)</u></p> <p>第12条の2 投票管理者が交替するときは、<u>第15号様式の2に準じた引継書を作成し、その事務を引き継ぐものとする。</u></p>	
<p>(不在者投票の手続の変更等の通知)</p> <p>第13条 指定関係投票区又は特例指定関係投票区（以下「<u>指定関係投票区等」という。）の投票管理者は、令第26条の2第1項の規定により、当該指定関係投票区等に属する選挙人が令第64条第2項の規定により投票をした旨その他必要と認める事項を当該<u>指定関係投票区等</u>に係る指定投票区の投票管理者に通知するときは、第16号様式に準じて行うとともに、あらかじめその要旨を電話その他の方法により速報するものとする。</u></p>	<p>(不在者投票の手続の変更等の通知)</p> <p>第13条 指定関係投票区の投票管理者は、令第26条の2第1項の規定により、当該指定関係投票区に属する選挙人が令第64条第2項の規定により投票をした旨その他必要と認める事項を当該<u>指定関係投票区</u>に係る指定投票区の投票管理者に通知するときは、第16号様式に準じて行うとともに、あらかじめその要旨を電話その他の方法により速報するものとする。</p>
(投票立会人の選任通知及び氏名等の通知)	(投票立会人の選任通知及び氏名等の通知)

第14条 略

2 市町委員会は、令第27条又は令第48条の3若しくは令第49条の7において読み替えて適用される令第27条の規定により投票立会人の住所及び氏名並びに当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称(投票所又は共通投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が投票に立ち会うべき時間)又は住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日(期日前投票所を設ける日ごとの当該期日前投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が投票に立ち会うべき日及び時間)をその投票立会人の立ち会う投票所、共通投票所又は期日前投票所の投票管理者に通知するときは、第18号様式に準じて行うものとする。

(開票立会人)

第25条 市町委員会は、法第62条第6項又は令第70条の4第3項、第70条の5第5項、第70条の6第5項若しくは第70条の7第3項の規定により開票立会人のくじを行うべき場所及び日時を告示するときは、第31号様式に準じて行うものとする。

2 第14条第1項の規定は、法第62条第8項又は第9項の規定による開票立会人に選任した旨の通知について準用する。この場合において、第14条第1項中「市町委員会」とあるのは「市町委員会又は開票管理者」と、「法第38条第1項又は法第41条の2第5項若しくは法第48条の2第5項において読み替えて適用される法第38条第1項」とあるのは「法第62条第8項又は第9項」と、「投票立会人」とあるのは「開票立会人」と読み替えるものとする。

3 略

(選挙立会人)

第30条 第25条第1項及び第2項の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「開票立会人」とあるのは「選挙立会人」と、第1項中「市町委員会」とあるのは選挙長及び選挙分会长」と、「法第62条第6項又は令第70条の4第3項、

第14条 略

2 市町委員会は、令第27条又は令第48条の3若しくは令第49条の7において読み替えて適用される令第27条の規定により投票立会人の住所、氏名及びその者とその者とその者の属する政党その他の政治団体の名称又は住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称並びにその者の投票に立ち会うべき日をその投票立会人の立ち会う投票所、共通投票所又は期日前投票所の投票管理者に通知するときは、第18号様式に準じて行うものとする。

(開票立会人)

第25条 市町委員会は、法第62条第6項の規定により開票立会人のくじを行うべき場所及び日時を告示するときは、第31号様式に準じて行うものとする。

2 第14条第1項の規定は、法第62条第8項の規定による開票立会人に選任した旨の通知について準用する。この場合において、第14条第1項中「法第38条第1項又は法第41条の2第5項若しくは法第48条の2第5項において読み替えて適用される法第38条第1項」とあるのは「法第62条第8項」と、「投票立会人」とあるのは「開票立会人」と読み替えるものとする。

3 略

(選挙立会人)

第30条 第25条第1項及び第2項の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「市町委員会」とあるのは「選挙長及び選挙分会长」と、「法第62条第6項」とあるのは「法第76条において読み替えて準用する法第62条第6項」と、「

第70条の5第5項、第70条の6第5項若しくは第70条の7第3項」とあるのは「法第76条において読み替えて準用する法第62条第6項」と、第2項中「市町委員会又は開票管理者」とあるのは「選挙長及び選挙分会長」と、「法第62条第8項又は第9項」とあるのは「法第76条において読み替えて準用する法第62条第9項」と読み替えるものとする。

第15号様式（第12条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第　　号

年　月　日執行の何選挙における各投票区（共通投票所、期日前投票所）の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年　月　日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏　　名

投票区（共通投票所、期日前投票所）名	投票 管理 者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	住 所	氏 名	(職務を行うべき時間(日、日及び時間))	住 所	氏 名	(職務を行うべき時間(日、日及び時間))

「開票立会人」とあるのは「選挙立会人」と、「法第62条第8項」とあるのは「法第76条において読み替えて準用する法第62条第8項」と読み替えるものとする。

第15号様式（第12条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第　　号

年　月　日執行の何選挙における各投票区（共通投票所、期日前投票所）の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年　月　日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏　　名

投票区（共通投票所、期日前投票所）名	投票 管理 者		投票管理者の職務を代理すべき者		(職務を行うべき日)
	住 所	氏 名	住 所	氏 名	

第15号様式の2（第12条の2関係）

引 繙 書

私が投票を管理することとされた 月 日 時 分から 時 分までの
間において、

異常はありませんでした。

次の異常がありました。

異常があった場合は、その内容及び処理状況を記載すること。

なお、上記時間内における投票の状況は、次のとおりです。

	氏 名	人数
1 投票用紙を再交付した者		
2 決定書又は判決書により投票をした者		
3 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒 を返還して投票をした者		
4 点字により投票をした者		
5 代理投票をした者		
6 投票拒否 の決定を した者	法第50条の投票の拒否 法第48条の代理投票の拒否	
7 仮投票をした者		

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

投票管理者 氏 名

注 この引継書は、投票所投票録（共通投票所投票録、期日前投票所投票録）に添付し
て開票管理者（選舉長）（選舉管理委員会）に送致すること。

第16号様式（第13条関係）

年　月　日

第何投票区（指定投票区）投票管理者 殿

第何投票区（指定関係投票区、特例指定関係投票区）投票管理者 氏　名⑩

公職選挙法施行令第26条の2第1項の規定による通知

年　月　日執行の何選挙につき、公職選挙法施行令第26条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

記

1 次の者が、公職選挙法施行令第64条第2項の規定により投票をした。

- (1) 選挙人氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 選挙人名簿登録番号

2 その他必要な事項

第16号様式（第13条関係）

年　月　日

第何投票区（指定投票区）投票管理者 殿

第何投票区（指定関係投票区）投票管理者 氏　名⑩

公職選挙法施行令第26条の2第1項の規定による通知

年　月　日執行の何選挙につき、公職選挙法施行令第26条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

記

1 次の者が、公職選挙法施行令第64条第2項の規定により投票をした。

- (1) 選挙人氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 選挙人名簿登録番号

2 その他必要な事項

第17号様式（第14条関係）

年　月　日

様

市（町）選挙管理委員会委員長 氏　名團

投票立会人選任について

あなたを 年　月　日執行の何選挙における本市（町）第何投票区投票所（共通投票所、期日前投票所）の投票立会人に選任したので、次のとおり参會してください。

なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により正当の事由がなければ、その職を辞することができないことになっていますから、念のため申し添えます。

記

1 参会時刻 年　月　日　時　分

2 参会場所 何

3 立会日時 年　月　日　時　時　分から　分まで

4 その他 必ず印鑑を持参してください。

第17号様式（第14条関係）

年　月　日

様

市（町）選挙管理委員会委員長 氏　名團

投票立会人選任について

あなたを 年　月　日執行の何選挙における本市（町）第何投票区投票所（共通投票所、期日前投票所）の投票立会人に選任したので、次のとおり参會してください。

なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により正当の事由がなければ、その職を辞することができないことになっていますから、念のため申し添えます。

記

1 参会時刻 年　月　日　時　分

2 参会場所 何

3 立会時間 年　月　日　時　時　分から　分まで

4 その他 必ず印鑑を持参してください。

第18号様式（第14条関係）

年　月　日

第何投票区（共通投票所、期日前投票所）投票管理者 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏　名

投票立会人の氏名等の通知

年　月　日執行の何選挙における投票立会人に次の者を選任したので、
公職選挙法施行令第27条（共通投票所にあっては第48条の3において読み替えて適用さ
れる同令第27条、期日前投票所にあっては第49条の7において読み替えて適用される同
令第27条）の規定により通知します。

住　　所	氏　　名	党　派	(立会時間 (立会日、立 会日及び立会 時間))

第31号様式（第25条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第　　号

年　月　日執行の何選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）
第62条第2項、第4項若しくは第5項又は公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第
70条の4第1項若しくは第2項、第70条の5第1項から第4項まで、第70条の6第1項
から第4項まで若しくは第70条の7第1項若しくは第2項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

年　月　日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏　名

1 場所

2 日時

第18号様式（第14条関係）

年　月　日

第何投票区（共通投票所、期日前投票所）投票管理者 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏　名

投票立会人の氏名等の通知

年　月　日執行の何選挙における投票立会人に次の者を選任したので、
公職選挙法施行令第27条（共通投票所にあっては第48条の3において読み替えて適用さ
れる同令第27条、期日前投票所にあっては第49条の7において読み替えて適用される同
令第27条）の規定により通知します。

住　　所	氏　　名	党　派	立会時間 (立会日及び 立会時間)

第31号様式（第25条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第　　号

年　月　日執行の何選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）
第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり
定めた。

年　月　日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏　名

名

1 場所

2 日時

第34号様式（第27条関係）

略

付表

投票計算書（その2）（参議院比例代表選出議員の選挙の場合）

市
町
開票区

参議院名簿届出政党等の名称	得 票 数	参議院名簿届出政党等の名称	得 票 数

注 次の事項を記載した書類を添付すること。

- 1 各参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者を除く。）の得票数
- 2 上記1を除く参議院名簿届出政党等の得票数
- 3 当該投票のうち参議院名簿届出政党等の名称又は略称による投票数
- 4 上記2のうち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票がある場合は次の事項
 - (1) 当該投票の総数
 - (2) 当該投票のうち各参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者）への投票数

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第34号様式（第27条関係）

略

付表

投票計算書（その2）（参議院比例代表選出議員の選挙の場合）

市
町
開票区

参議院名簿届出政党等の名称	得 票 数	参議院名簿届出政党等の名称	得 票 数

注 各参議院名簿登載者の得票数及び各参議院名簿登載者の得票数を除く参議院名簿届出政党等の得票数を記載した書類を添付すること。